土 総 第 ４ ７ １ 号
令和８年１１月１３日

島根県建設産業団体連合会　会長　様

土木部土木総務課長
（建設産業対策室）

電子契約における事務の取扱いについて

令和８年１２月１日から運用を開始する島根県電子契約サービスについて、公共工事等の発注における電子契約締結時に必要な事務作業についての基本事項を以下のとおりとします。

つきましては、貴会会員への周知及び適正な運用にご協力をお願いします。

記

１．対象案件

土木部及び隠岐支庁県土整備局の発注する公共工事又は、工事関連業務（業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタントのものをいう）、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び維持管理業務

２．電子契約利用申出

電子契約での契約締結を希望する受注者（以下、「電子契約希望者」という。）は、「電子契約利用申出書」（以下、「利用申出書」という。）を発注者へ提出する。

既に紙契約書で締結済の案件について、電子契約を希望する場合は、利用申出書を発注者へ提出する。

なお、電子契約締結後の変更契約について、電子契約での契約締結を撤回する場合は、発注者へ申出る。

３．入札公告・指名通知時の周知方法

各発注案件を入札情報システム（ＰＰＩ）に掲載する際、別添「公共工事等の電子契約に関するお知らせ」を添付し周知する。

４．適用年月日

令和８年１２月１日以降に契約を締結する案件から適用する。